

宮城県中小企業等 再起支援事業補助金

物価高騰や中東情勢などの影響を受けている県内中小企業・小規模事業者等の
早期の再起を図るための「販路開拓」「生産性向上」「新商品・新役務の展開」
「売上原価の抑制」「キャッシュ化・新紙幣対応」「人材確保」に関する取組を支援します。

**R8年1～3月募集との
重複申請可能!!** 補助対象者

県内に本店又は住所を有する
中小企業・小規模事業者等※
※個人事業主、一部のNPO法人を含む

賃上げ加算要件

常時使用する従業員(正規・非正規問わず)の平均賃金を
令和7年9月比で**3.5%**以上引き上げ※
※賃上げ実施済：令和7年10月～申請日
賃上げ実施予定：申請日～事業完了日
までに引き上げる必要あり。

補助要件

下記①、②のいずれかに該当すること

①「営業利益率」の減少

直近の営業利益率が前期(前年)比で減少していること(減少していない場合であっても
2期連続でマイナスであれば対象)。

②「売上高」の減少

令和7年4月以降の任意の1か月の売上高が、
令和4年1月～令和6年12月の任意の同月比
で30%以上減少していること。

NEW!! 中東情勢影響加算要件

事業継続のために必要な主要な原材料等が
下記①、②のいずれかに該当すること

①仕入困難

供給制限等に関する通知の写し等がある場合

②仕入価格(単価)の上昇

仕入価格が令和7年4月から令和8年3月までと比較して、
令和8年4月以降に**20%**以上上昇している場合

補助率・補助上限額

【通常】

補助率
2/3以内
補助上限額
100万円
(下限10万円)

【賃上げ加算】 or **NEW!!** 【中東情勢影響加算】

補助率
4/5以内
補助上限額
120万円
(下限10万円)

募 集 期 間 2026年6月26日(金)～7月27日(月)
補助事業期間 2026年4月1日(水)～11月30日(月)
申 請 方 法 電子申請 又は 郵送

お問い合わせはこちら

 **050-5527-3230**

宮城県 再起支援



中小企業等再起支援事業補助金事務局

受付時間 10:00-17:00(土日祝・年末年始を除く) <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/chukisi/saiki-r8.html>

宮城県公式
Webサイト

